

令和3年 議案第14号

みよし市地域学校協働活動推進員の選任について

上記の議案を提出する。

令和3年5月18日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、みよし市地域学校協働活動推進員を選任する必要があるからである。

地域学校協働活動推進員の委嘱(案)

委員名	職・経歴等	備考
く の ぶみ ひと 久 野 文 仁	みよし市民生児童委員協議会 会長	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
と がし きちこ 富 樫 佐智子	みよし市文化協会 会長	

○社会教育法

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。